

令和7年度和歌山県児童発達支援センター機能強化事業 プロポーザル実施要項

1. 概要

- (1) 業務名 令和7年度和歌山県児童発達支援センター機能強化事業
- (2) 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 予算上限額 4,012千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. スケジュール

- (1) プロポーザル参加申込提出期限 令和7年2月25日（火）～令和7年3月14日（金）17時まで
- (2) 質問の受付 令和7年2月25日（火）～令和7年3月14日（金）17時まで
- (3) 質問に対する回答 令和7年2月25日（火）～令和7年3月18日（火）まで
- (4) 実施計画書及び見積書等の提出期限 令和7年2月25日（火）～令和7年3月18日（火）17時まで
- (5) 実施計画書及び見積書等の審査 令和7年3月24日（月）
- (6) 委託事業者と随意契約締結 プロポーザル審査会の翌日以降（土、日を除く。）

3. プロポーザル参加申込

- (1) 参加を希望する事業者は次のとおり参加申込を行う。

①提出書類

企画提案公募応募申込書

②提出期間

令和7年3月14日（金）17時まで

※プロポーザル参加申込を行わない事業者はプロポーザルに参加できない。

③提出先

〒640-8585（住所記載不要）

和歌山県障害福祉課

児童発達支援センター機能強化事業 係

電 話：073-441-2533（直通）

F A X：073-432-5567

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

④提出方法

郵送又は持参、メール、FAXにより提出すること。

- (2) 質問の受付

①質問内容

審査内容に関する質問に関しては回答しない。

②質問の提出方法

3. ③記載のメールアドレス宛提出すること。

送信メールの件名は、「児童発達支援センター機能強化事業に係る質問」とすること。

③受付期限

令和7年3月14日（金）17時まで

- (3) 質問に対する回答

質問に対しては、原則として令和7年3月18日（火）までにメールにより回答する。

ただし、その内容が軽微なものにあっては、担当者の口頭による回答のみとすることができる。

4. 企画提案書の提出

- (1) 3に定めるプロポーザル参加申込を行った事業者は、下記について期限内に提出すること。

①提出物

・実施計画書 4部

・見積書 4部

当該委託に係る一切の経費を具体的に記載するとともに、消費税及び地方消費税額を記載すること（一式という書き方はしないこと。）。

②見積額

4,012千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とすること。

③提出期間

令和7年3月18日（火）17時まで

④提出先

〒640-8585（住所記載不要）
和歌山県障害福祉課
児童発達支援センター機能強化事業 係
電 話：073-441-2533（直通）

⑤提出方法

郵送又は持参により提出すること。

5. プロポーザルの実施

選定委員会を開催し、事前に提出のあった実施計画書及び見積書により選定する。ただし、緊急の必要があり、委員会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付して賛否を問い、委員会の会議に代えることとする。

(1) 選定委員会

ア 開催日時・場所

令和7年3月24日（月） 午前10時30分から 県庁北別館4階第2会議室
〔実施時間は、提案者に別途通知する。〕

イ 企画提案（予定）

プレゼンテーション 約15分（提案件数により調整する。）

選定委員からの質疑 約10分（提案件数により調整する。）

なお、プレゼンテーションは、企画提案書に加えて、追加資料に基づき説明することも可能とする。

ウ プレゼンテーションへの出席者数

出席者は3名までとする。

エ 注意事項

(ア) 提案者が、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

(イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(2) 審査方法

審査は、「令和7度和歌山県児童発達支援センター機能強化事業業務委託に係るプロポーザル方式事業者選定委員会審査要領」に基づき、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分配慮の上、企画提案の内容や事業の実施能力等を評価・採点し、採点の合計点について最高点となった者を選定する。

なお、審査の結果、最高点となった者の合計点が満点の6割以下である場合は選定しない。

審査結果をもとに第1位入選者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行い、協議が合意に至らない場合は、順次、審査結果上位者を入選者とみなして必要な協議を行い入選者を決定する。

また、入選者が1者しかない場合は、審査要領4により審査し、必要であれば協議を行い入選者を決定する。

(3) 審査結果の通知

審査後、結果を速やかに参加者全員に通知する。

(4) 業務の委託

原則として、入選者に対して業務を委託する。

7. 契約方法

入選者と県が協議し、委託業務の仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、入選者と県との協議により最終的に決定する。

なお、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合がある。

8. その他留意事項

(1) 令和7年度和歌山県児童発達支援センター機能強化事業の実施にあたっては県の令和7年度予算の成立が前提条件となるため、前提条件が満たされない場合、委託業務の変更又は中止を行うことがある。この場合、提案者の損害は補償されない。

- (2) 企画案の作成及びプロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。